

### 第3章 緊急事態応急対策

#### 第1節 原子力災害対策本部等の組織・運営

【関係機関】 県（統括調整部）、県警察、国（原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、原子力災害対策本部）、市町村、第九管区海上保安本部、新潟地方気象台ほか指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関 等

##### 1 方針

県は、緊急時には、災害対策基本法に基づく原子力災害対策本部又は新潟県危機管理対応方針に基づく原子力災害警戒本部を設置する。

また、原子力災害警戒本部の設置に至らないような事故及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合でも、事故に対する住民の不安や動揺等の緩和を図るため、東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書（以下「安全協定」という。）及び新潟県危機管理対応方針に基づき適切に対応する。

##### 2 原子力災害対策本部等の設置基準

知事は、発電所にかかる防災対策の迅速かつ的確な実施のため、次の設置基準により応急活動体制をとるものとする。

態勢	活動体制	設置基準	緊急事態区分
第1次 配備	原子力災害警戒本部	○ 柏崎市又は刈羽村で、震度5弱以上を観測する地震が発生したとき ○ その他発電所の運転に影響を及ぼすおそれがある情報が通報されたとき	情報収集事態
		○ 柏崎市又は刈羽村で、震度6弱以上を観測する地震が発生したとき ○ 柏崎市又は刈羽村の沿岸を含む津波予報区で、大津波警報が発表されたとき ○ 発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、空間放射線量率が1マイクロシーベルト/時を超える数値を検出したとき ○ 安全協定に基づく異常時の連絡等により、警戒事態に該当する重要な故障が認められるとき ○ その他知事が必要と認めたとき	警戒事態
第2次 配備	原子力災害対策本部	○ 発電所の事故により原災法第10条に基づく通報があったとき	施設敷地緊急事態
		○ 原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言発令の基準に達したとき ○ その他知事が必要と認めたとき	全面緊急事態

### 3 原子力災害警戒本部の設置

#### (1) 原子力災害警戒本部設置基準

知事は、第1次配備態勢の設置基準に該当したときは、原子力災害対策本部の設置準備のため、原子力災害警戒本部を設置する。

#### (2) 本部（本部室）の設置場所

本部は、原子力安全対策課執務室内に設置する。

#### (3) 組織

ア 本部長：危機管理監又は防災局長

イ 副本部長：防災局長等

ウ 本部員：防災局課長等

#### (4) 所管事務

ア 発電所の事故に関する情報の収集並びに関係部局、市町村及び防災関係機関への情報提供

イ 応急対策の検討、調整及び実施

ウ 関係機関との連絡調整

エ 報道機関への情報提供

オ 住民等への広報

カ 原子力災害対策本部の立ち上げ準備

キ その他必要な事務

#### (5) 本部会議

指示の徹底及び各部局の情報交換と対応の調整等のため、必要に応じて本部会議を開催する。

ア 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、本部長が主宰する。

イ 本部長は、必要に応じて、県警察、新潟地方気象台、第九管区海上保安本部等の防災関係機関の職員に対し本部会議への出席を依頼するものとする。

#### (6) 廃止

次の場合は原子力災害警戒本部を廃止する。

ア 災害対策基本法に基づく原子力災害対策本部が設置された場合

イ 被害が軽微又は発電所の事故が収束し、災害応急対策の必要がないことを確認した場合

ウ その他必要がなくなったと本部長が判断した場合

### 4 原子力災害対策本部の設置

#### (1) 設置基準

ア 知事は、第2次配備態勢の設置基準に該当したときは、速やかに職員を非常招集し、知事を本部長とする原子力災害対策本部を設置する。

イ 本部長は、情報の収集・連絡体制の確立のため、原災法第10条に基づく原子力事業者からの事象等の発生通報後速やかに国、市町村、原子力事業者及び防災関係機関と連絡を密にし、事故の状況の把握に努める。

ウ 知事は、概ね次の基準により原子力災害対策本部を廃止する。

(ア) 原子力緊急事態解除宣言がなされた場合

(イ) 本部長が、発電所の事故が収束し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと判断した場合

(2) 本部（本部室）の設置場所

本部は、危機管理センターに設置する。

(3) 体制の規模

原子力災害対策本部の組織は、別表のとおりとし、構成及び事務分掌は、「資料編」災害対策「1 (2) 原子力災害対策本部の組織、分掌事務及び既存部課との関係一覧」のとおりとする。

(4) 本部設置の周知

本部を設置しようとするとき又は本部が設置された場合の庁内各部局及び地域振興局等への周知は、庁内放送又はメール等により行う。

(5) 本部の組織、運営等

ア 本部長（知事）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

イ 副本部長（副知事）

(7) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(4) 本部長の職務を代理する副本部長の順序は、「知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則」で定める順位による。

（第1順位：第1副知事、第2順位：第2副知事）

ウ 本部員

(7) 本部員は、本部長の命を受け、原則として本部（本部室）において、県本部の事務に従事する。

(4) 本部員の構成は次のとおりとする。

統括調整部長（危機管理監）、保健医療教育部長、被災者対策部長、食料物資部長、生活基盤対策部長、生活再建支援部長、治安対策部長（警察本部長）及びその他必要に応じその都度本部長が指名又は委嘱する県の職員

エ 原子力災害対策本部要員

(7) 原子力災害対策本部の要員については、あらかじめ知事が指定する。

(4) 原子力災害対策本部職員は、自らが所属する部（班）の業務を平素から理解するとともに、原則として、訓練や研修等に参加しなければならない。

オ 統括調整部

本部の活動を掌理するとともに、各部、防災関係機関等との連絡・調整を円滑に行い、災害対策活動を強力に推進するため、本部に統括調整部を置く。

(7) 部長及び副部長

a 部長は、危機管理監をもって充てる。

b 副部長は、防災局長及びあらかじめ指定された者をもって充てる。

c 部長は、統括調整部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

d 部長に事故あるときは、副部長がその職務を代理し、その順序は、第1順位を防災局長とする。

(4) 統括調整部の組織

a 統括調整部に、統括調整グループ及び広域応援・受援調整グループを置く。

b 統括調整グループにグループリーダー、サブリーダー（調整担当）及びサブリーダー（情報分析担当）を置く。

c 広域応援・受援調整グループにグループリーダーを置く。

- d 統括調整グループ及び広域応援・受援調整グループのグループリーダーは、統括調整部長の命を受け、各グループの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- e 統括調整部に、情報収集班、ライフライン・交通情報班、救援救助班、航空運用調整班、総務局、広報局、渉外局、原子力対策班及び環境調査本部を置く。
- f それぞれの局（班、本部）に局（班、本部）長及び副局（班、本部）長を置く。
- g 局（班、本部）長は、統括調整部長の命を受け、それぞれの局（班、本部）の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- h 局（班、本部）長に事故あるときは、副局（班、本部）長がその職務を代理する。
- i 各局（班、本部）の局（班、本部）長、副局（班、本部）長及び局（班、本部）員は知事があらかじめ指名する。

(ウ) 統括調整会議の開催

- a 統括調整部長は、必要に応じ統括調整会議を招集する。
- b 統括調整会議は、統括調整部長、統括調整部副部長、統括調整部各局（班、本部）長及び統括調整部長が指定する部の統括調整員をもって構成する。

カ 応急対策各部

災害応急対策の全庁的な推進を図るため、本部に応急対策業務を担当する部を置く。

(ア) 部長及び副部長

- a 部長及び副部長は、あらかじめ知事が指名する。
- b 部長は、本部長の命を受け部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- c 部長に事故あるときは、副部長がその職務を代理する。

(イ) 各部の組織等

- a 部に班を置き、班長、副班長及び班員で組織する。
- b 各班の班長、副班長及び班員は知事があらかじめ指名する。
- c 各班の体制は、災害状況の推移に応じて整える。

キ 本部会議の開催

(ア) 本部長は、災害対策に関する重要事項の協議を行うため、必要に応じ本部会議を招集する。

(イ) 本部会議の構成は、本部長、副本部長、統括調整部長及び本部長がその都度指示する本部員とする。ただし、本部設置直後の本部会議は、全本部員を原則とする。

(ウ) 協議事項等は、次のとおりとする。

- a 市町村の災害状況及び災害応急対策の実施状況に関する事項
- b 本部の災害応急対策等の実施に関する基本的事項及び災害対策実施に関する重要な事項
- c 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事項
- d 公用令書による公用負担に関する事項
- e その他災害対策上重要な事項

ク 防災関係機関の合同会議

本部長は、災害応急対策を実施するに当たり、他の防災関係機関との調整及び情報共有を図るため、必要に応じ県及び他の防災関係機関による合同会議を開催することができる。

## 5 原子力災害現地対策本部

本部長は、原子力災害対策本部の設置と同時に、本部の事務の一部を行うため、原子力災害現地対策

本部（以下「現地本部」という。）を置く。

(1) 現地本部の場所

現地本部は、原子力防災センターに設置する。

(2) 組織

ア 現地本部に現地本部長、現地副本部長及び現地本部員を置く。

イ 現地本部長は、本部の副本部長（副知事）又は本部員のうちから本部長が指名する。

ウ 現地本部長は、本部長の命を受け現地本部の事務を掌理し、現地本部員を指揮監督する。

エ 現地副本部長は県現地本部長を補佐し、県現地本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(3) 現地本部の設置期間

現地本部は、現地での主要な災害応急対策が概ね終了するまでの間又は現地本部設置の必要性がなくなったと認められるまでの間とする。

## 6 職員の派遣等

(1) 現地事故対策連絡会議への出席等

県は、原子力防災センター等で現地事故対策連絡会議が開催されるときは、あらかじめ定められた者をこれに出席させ、県が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該者を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行う。

(2) 原子力災害合同対策協議会への出席等

県は、原子力緊急事態宣言が発出され、原子力防災センター等において原子力災害合同対策協議会が設置されることとなった場合は、あらかじめ定められた者をこれに出席させ、緊急事態応急対策の実施方法、原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等について協議する。

また、県は、あらかじめ定められた職員を原子力防災センター等に派遣し、初動の緊急避難に係る周辺区域での活動体制を確立するとともに、原子力発電所の状況の把握、モニタリング情報の把握、住民等の避難・屋内退避状況の把握、医療関係情報の把握等の活動に従事させる。

(3) 市町村災害対策本部

県は、必要と認めるとき又は市町村から応援要請があったときは、原子力災害対策本部員を市町村災害対策本部へ派遣する。

## 7 国の職員及び専門家等の派遣要請

(1) 県は、原子力災害対策本部を設置した場合、必要に応じ、原子力規制庁等に対して、専門的知識を有する職員の派遣を要請する。

(2) 知事は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、原災法第28条第3項の規定により、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。

また、知事は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、同法第28条第6項の規定により、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

(3) 知事は、緊急事態応急対策のため必要と認めるときは、原子力事業者に対し、原子力災害対策本部への職員の派遣を要請する。

## 第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

【関係機関】 県（統括調整部）、県警察、国（原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、原子力災害対策本部）、自衛隊、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関 等

### 1 方針

県、市町村及び防災関係機関は、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合において、防災関係機関が応急対策活動を実施するため、迅速かつ的確に情報の収集・連絡を行う。

### 2 警戒事態発生時の連絡等

#### (1) 原子力事業者の通報・連絡

原子力事業者は、情報収集事態、警戒事態又は発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合は、原子力関係法令、県及び市町村との安全協定に基づき、国、県、市町村及びその他必要な機関に通報・連絡する。

#### (2) 県、国、防災関係機関相互の連絡

ア 原子力事業者は、最初の通報を行った後、事故の経過、対策の実施状況等について、速やかにかつ定期的に国、県、市町村及びその他必要な機関に連絡する。

なお、発電所に異常がない場合の安全情報についても、同様に対応する。

イ 警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が原子力規制委員会において警戒事態に該当すると判断された場合は、原子力規制委員会及び内閣府は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部（以下「国の事故警戒本部」という。）及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部を設置する。

また、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県及び重点区域を含む市町村に対し情報提供を行うこととされている。

ウ 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、県及びPAZを含む市町村に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請する。

また、原子力事業所の被害状況に応じて、原災指針で規定される施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（施設敷地緊急事態要避難者数の確認、避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZ外の市町村に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請することとされている。

この際併せて、気象情報を提供することとされている。

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、県及びPAZを含む市町村との間において、要請した施設敷地緊急事態要避難者の避難準備の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にすることとされている。

エ 県は、事故発生の通報、又は放射線監視における異常検知の報告を受けたときは、必要に応じ、職員を発電所へ派遣する。

派遣された職員は、現地状況の確認調査を行うとともに、放射性物質の放出状況又は放出予測等応急対策を講ずる上で必要な情報の収集に努め、逐次速やかに県へ状況を報告する。

オ 原子力事業者は、通報の内容について、報道機関に対し、速やかに広報するとともに、その後の事故の状況等についても定期的に広報する。

カ 県は、国、市町村及び防災関係機関と相互に協力し、通報の内容、事故の状況、モニタリングポ

スト等の観測値、避難の必要性及び住民がとるべき行動の指針等について、県民及び報道機関に対し、速やかに広報を行うとともに、その後も定期的に広報する。

キ 県は、国、市町村及び防災関係機関と相互に緊密な情報交換を行う。

### 3 施設敷地緊急事態発生時の連絡等

#### (1) 施設敷地緊急事態発生情報の連絡等

ア 発電所の原子力防災管理者（以下「原子力防災管理者」という。）は、施設敷地緊急事態発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、県警察、市町村、柏崎警察署、柏崎市消防本部、新潟海上保安部及び原子力防災専門官等に同時に事象発生の情報等をファクシミリで送付することとされている（原災法第10条に基づく通報）。

さらに、直ちに県を含む主要な機関に対してはその着信を確認することとされている。

イ 国は、原子力防災管理者から施設敷地緊急事態発生通報を受けた場合、直ちに原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（以下「国の事故対策本部」という。）及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部（以下「国の事故現地対策本部」という。）を設置する。

ウ 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態が発生しているか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について官邸（内閣官房）、内閣府、県及び重点区域を含む市町村、県警察に連絡する。

国の事故対策本部は、県をはじめ、重点区域を含む市町村及び県警察に連絡することとされている。

エ 国の事故対策本部は、P A Zを含む市町村に対して、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置や、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）を、U P Zを含む市町村に対しては、屋内退避等の防護措置の準備を行うよう要請する。

また、U P Z外の市町村に対して、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難等の防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）に協力するよう要請する。

オ 県及び重点区域を含む市町村等が施設敷地緊急事態における防護措置を実施するにあたり、次の事項について、国の事故警戒本部等において、要請内容の判断のため県及び重点区域を含む市町村等より事前の状況把握を行うとともに、要請後においても、国の事故対策本部と県及び重点区域を含む市町村等は、防護措置の実施状況等の共有を図るなど、県と国及び重点区域を含む市町村等はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。

- ・施設敷地緊急事態要避難者の数及び内訳並びに避難の方針
- ・避難ルート、避難先の概要
- ・移動手段の確保見込み
- ・その他必要な事項

カ 原子力運転検査官等現地に配置された国の職員は、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について速やかに国の事故対策本部へ連絡することとされている。

キ 国の事故対策本部より連絡を受けた国の事故現地対策本部は、県および重点区域を含む市町村に対して情報提供を行うとともに、今後の情報に注意するよう住民等への注意喚起を行うよう要請する。

ク 県は、原子力防災管理者、国の事故対策本部及び国の事故現地対策本部から通報・連絡を受けた

事項について、次に掲げる事項に留意し、関係する防災関係機関に連絡するとともに、防災無線の一斉通報FAX等により、市町村及び消防本部に通報する。

- ・ PAZを含む市村と同様の情報を、PAZを含む市村を除く市町村に連絡
- ・ PAZを含む市村を除く市町村に連絡する際には、PAZの住民避難が円滑に進むよう配慮願う旨を伝達

ケ 原子力利用省庁である経済産業省は、副大臣（又は大臣政務官）及び必要な職員を県庁舎等に派遣するものとされている。

コ 原子力事業者は、施設敷地緊急事態の発生後、速やかに原子力防災センターへの原子力防災要員の派遣及び原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

サ 気象庁は、気象情報を原子力防災センター等に連絡するものとされている。

#### (2) 通報がない場合の連絡

ア 県は、発電所周辺の環境放射線モニタリングにより、原災法第10条に基づく通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、直ちに原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官に連絡するとともに、原子力事業者を確認を行う。

イ 連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力運転検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に施設の状況確認を行うよう指示することとされており、県は、その結果について速やかに連絡を受ける。

### 4 全面緊急事態における連絡等

(1) 原子力防災管理者は、全面緊急事態が発生した場合、県、市町村及び国に、直ちに通報する。

(2) 上記(1)の通報を受けた場合の県の連絡については、第2節3(1)クに定めるところによる。

(3) 国の事故対策本部は、官邸（内閣官房）に原子力緊急事態宣言案並びに知事及び関係市町村長に対する原災法第15条第3項に基づく指示案を送付するとともに、当該指示案を知事及び関係市町村長に伝達することとされている。

(4) 県及び重点区域を含む市町村等が全面緊急事態における防護措置を実施するにあたり、次の事項について、国の事故対策本部等において、指示内容の判断のため県及び重点区域を含む市町村等より事前の状況把握等を行うとともに、指示後においても、原子力災害合同対策協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、県と国及び重点区域を含む市町村等はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。

- ・ PAZ内の避難者の数及び避難の方針
- ・ UPZ内の屋内退避の対象者の数と屋内退避の方針
- ・ 避難ルート、避難先の概要
- ・ 移動手段の確保見込み
- ・ その他必要な事項

(5) 全面緊急事態を受けて設置された国の原子力災害対策本部は、全面緊急事態が発生したと判断したことを直ちに指定行政機関、関係省庁、県及び重点区域を含む市町村に連絡を行うこととされている。

### 5 応急対策活動情報等の連絡

(1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

ア 原子力事業者は、県、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、県警察、PAZを含む市村、

柏崎警察署、柏崎市消防本部、新潟海上保安部及び原子力防災専門官等（関係省庁事故対策連絡会議、現地事故対策連絡会議が設置された場合においては当該会議を含む。）に対し、発電所の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況、事故対策本部設置の状況及び被害の状況等について定期的に文書により連絡する。

また、原子力事業者は、上記以外の市町村に対し、安全協定に基づき、定期的に文書により状況を連絡することとされている。

イ 県は、国（原子力防災専門官を含む。）、指定地方行政機関、指定地方公共機関及び市町村とともに、現地事故対策連絡会議等を通じて、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にする。

## （2）原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

ア 県は、国の現地対策本部、重点区域を含む市町村、指定公共機関、指定地方行政機関及び原子力事業者その他関係機関とともに、原子力防災センター等に設置される原子力災害合同対策協議会において、発電所の状況の把握、緊急時モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行う。

イ 県は、原子力防災センターに派遣した職員に対し、県が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡する。

ウ 気象庁は、気象情報を原子力防災センター等に連絡するものとされている。

## 6 通信の確保等

（1）原子力事業者から通報があったときは、県、市町村及び防災関係機関は、直ちに情報連絡のための通信手段を確保する。

（2）県は、必要に応じ、電気通信事業者に対して県、市町村及び防災関係機関の重要通信の確保を要請する。

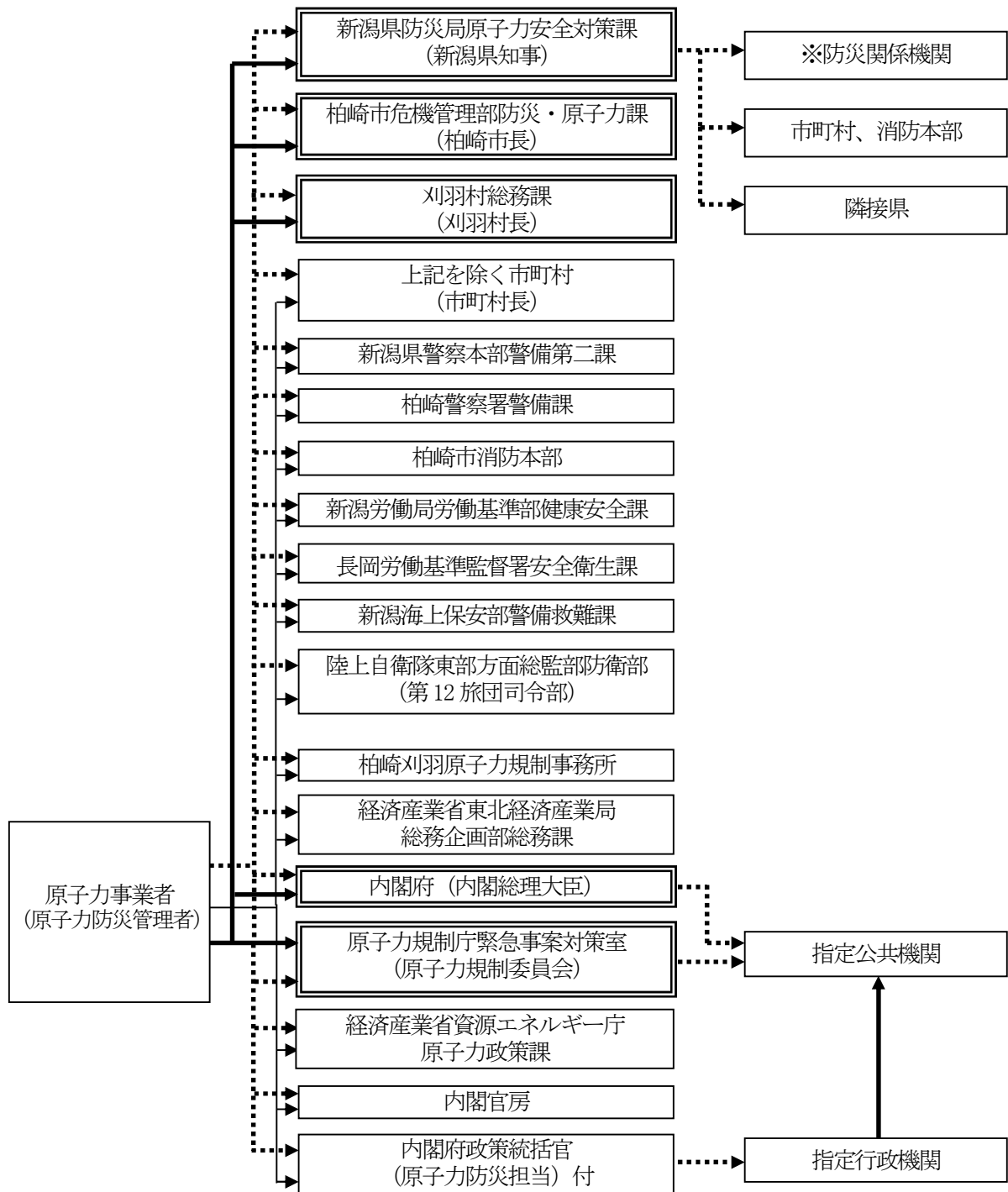
また、要請を受けた電気通信事業者は、防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

（3）国の原子力災害対策本部は、県、重点区域を含む市町村及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール等多様な通信手段を用いて、国の原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達することとされており、県は伝達された内容を市町村及び消防本部に連絡する。

## 7 一般回線が使用できない場合の対処

県は、地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線及び防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行う。

原災法第10条第1項、東京電力ホールディングス(株)と市町村との安全協定等に基づく通報経路(発電所内での事象発生時の通報経路)



- ▶ : 電話によるファクシミリ着信の確認
- .....▶ : ファクシミリによる送信 (ファクシミリが使えない場合、衛星電話等による連絡)
- ▶ : 電話等による連絡

※防災関係機関 : 第1章第6節に掲げる表中の「指定地方行政機関」・「自衛隊」、新潟県地域防災計画(資料編)の防災組織に関する資料に掲げる表中の「指定公共機関」・「指定地方公共機関」・「その他の公共機関」

### 第3節 広域的応援対応

【関係機関】 県（統括調整部、保健医療教育部）、県警察、国（原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、原子力災害対策本部）、市町村、消防機関 等

#### 1 方針

国、県及び市町村は、緊急時における災害応急対策要員や資機材等の確保について、必要に応じ、広域的な応援を要請し、災害応急対策を実施する。

#### 2 応援要請

- (1) 県は、必要があると判断した場合は、国に対し速やかに応援要請を行う。
- (2) 県は、必要があると判断した場合は、他都道府県等に対し速やかに原子力災害時相互応援協定等の各種応援協定等に基づく応援要請を行う。
- (3) 市町村長又は消防長は、管内の消防力で対応できないと判断した場合は、速やかに「新潟県広域消防相互応援協定」に基づく応援を、協定市町村等の長（消防長）又は地域の代表消防本部に対し要請する。
- (4) 県は、緊急消防援助隊の出動の必要があると認める場合又は市町村から連絡があった場合は、消防庁に対し速やかにその応援等を要請する。  
なお、即時避難指示の発出時においては、原則として応援等の要請を準備する。
- (5) 県公安委員会は、必要に応じ、警察庁又は他の都道府県警察に対して援助の要求を行う。
- (6) 県は、必要に応じ、緊急時モニタリングセンター長に対して、緊急時モニタリング態勢の強化を要請する。

#### 3 自衛隊の派遣要請等

- (1) 知事は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合又は市町村長から要請があった場合は、国の原子力災害対策本部設置前においては、直ちに自ら派遣を要請し、国の原子力災害対策本部設置後においては、緊急事態応急対策に関する事項を踏まえ、知事又は国の原子力災害対策本部長が直ちに派遣を要請する。
- (2) 派遣の内容は次のとおりとする。
  - ア 緊急時モニタリング支援
  - イ 被害状況の把握
  - ウ 避難の援助
  - エ 避難者等の捜索救助
  - オ 消防活動
  - カ 応急医療・救護・防疫
  - キ 人員及び物資の緊急輸送
  - ク 危険物の保安及び除去
  - ケ その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なもの
- (3) 派遣部隊の被ばく管理は原則として自衛隊独自で行うが、これが困難な場合、県は、派遣部隊の長等からの要請により、派遣部隊の被ばく管理を行う。

この際、県緊急時医療本部の原子力災害医療派遣チームは、派遣部隊の被ばく管理を行い、これが

困難な場合は、国（原子力緊急事態宣言発出後は原子力災害現地対策本部）に対して被ばく管理要員の派遣要請を行う。

#### 4 防災活動拠点

国、県及び市町村は、適切な役割分担のもとに長期的な物資の流通配給拠点、各種の応援部隊、ボランティア等の活動拠点及び救急・救助並びに消火の活動拠点となる施設を確保する。

#### 5 応援に係る留意事項

応援に係る都道府県、市町村、民間団体等については、協定等で特別な定めのない場合、原則として、身体に放射性物質又は放射線の影響のない地域の活動のみとし、県及び市町村は、応援の要請等の際し、その内容について、応援都道府県、市町村、民間団体等と十分協議する。

### 第4節 緊急時モニタリング等

【関係機関】 県（◎統括調整部）、国（原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、原子力災害対策本部）、第九管区海上保安本部、新潟地方気象台、自衛隊、市町村、東京電力ホールディングス（株）等

#### 1 方針

県は、緊急時において、原子力規制庁が設置する緊急時モニタリングセンターに参画し、原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集と防護措置の実施の判断材料及び住民等と環境への放射線影響の評価材料を的確に提供し、住民の安全確保を図る。

#### 2 緊急時モニタリング等の態勢

県は、放射性物質又は放射線の影響を把握するため、緊急時モニタリングセンターに参画し、モニタリング要員やモニタリング設備・機器等の配置の強化を図り、県が定める「新潟県緊急時モニタリング計画」及び国が定める「緊急時モニタリング実施計画」に基づき、緊急時モニタリング等を実施する。

県は、さらに、態勢を強化する必要があると認めた場合は、緊急時モニタリングセンター長にモニタリング要員やモニタリング設備・機器等のさらなる増強を要請するとともに、原子力災害時の応援業務に関する協定に基づき、関係機関に対し緊急時モニタリングへの応援を要請する。

##### (1) 第1次配備態勢（原子力災害警戒本部）

県は、第1次配備態勢をとった場合は、原子力安全対策課及び放射線監視センターの職員を招集し、モニタリングポスト等の稼働状況を確認し、異常がある場合には代替測定器の設置や修理等を行う。

また、環境放射線監視テレメータシステムによる放射線監視等（主に空間放射線量率の測定）を強化するとともに、緊急時モニタリングの準備を直ちに開始する。

警戒事態においては、原子力規制庁との連絡手段の確認等を行い、緊急時モニタリングセンターの立ち上げ準備に協力する。

##### (2) 第2次配備態勢（原子力災害対策本部）

県は、第2次配備態勢をとった場合は、速やかに、県のモニタリング要員で構成される環境調査本部を編成するとともに、国による緊急時モニタリングセンターの立ち上げに協力し、県が定める「新潟県緊急時モニタリング計画」及び国が定める「緊急時モニタリング実施計画」に基づき、直ちに緊

急時モニタリングを開始する。

県は、さらに、態勢を強化する必要があると認めた場合は、緊急時モニタリングセンター長にモニタリング要員やモニタリング設備・機器等のさらなる増強を要請する。

### (3) 緊急時モニタリング実施計画の改訂への協力

県は、国が行う緊急時モニタリング実施計画の改訂に協力する。

## 3 緊急時モニタリングの実施

緊急時モニタリングは、原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集と防護措置の実施の判断材料及び住民等と環境への放射線影響の評価材料を的確に提供し、住民等の安全確保を図ることを目的としており、県が定める「新潟県緊急時モニタリング計画」及び国が定める「緊急時モニタリング実施計画」に基づき行う。

また、緊急時モニタリングの実施にあたっては、気象予測や放射性物質拡散予測情報を参考に、防護措置の実施を考慮して、優先すべき区域を決める。

### (1) 初期モニタリング

初期モニタリングは、初期対応段階において実施する。

県は、第1次配備態勢においては、モニタリングポストによる空間放射線量率の監視を強化するとともに、緊急時モニタリングの実施の準備を行い、原子力規制庁による緊急時モニタリングセンターの立ち上げに協力する。

第2次配備態勢となった場合には、県は緊急時モニタリングセンターに参画するとともに、速やかに緊急時モニタリングを開始し、防護措置実施の判断材料として提供する。

初期モニタリングでは、以下の項目を測定する。ただし、防護措置に関する判断に必要な項目を優先する。

- ア 原子力災害対策重点区域を中心とした空間放射線量率及び大気中の放射性物質（放射性希ガス、放射性ヨウ素等）の濃度
- イ 放射性物質の放出により影響を受けた環境試料中の放射性物質（放射性ヨウ素等）の濃度
- ウ 広範な周辺環境における空間放射線量率及び放射性物質の濃度

### (2) 中期モニタリング

中期モニタリングは、中期対応段階において実施する。

県は、初期モニタリングに引き続き、緊急時モニタリングセンターの指揮の下、緊急時モニタリングを実施する。

その結果は、放射性物質又は放射線の周辺環境に対する全般的影響の評価・確認、人体への被ばく評価、各種防護措置の実施・解除の判断、風評対策等に用いられる。

中期モニタリングでは、前記（1）の初期モニタリングの項目を充実させるとともに、住民等の被ばく線量を推定する。

## 4 緊急時モニタリングの結果の報告と公表

県及び市町村は、緊急時モニタリングセンターや関係機関と観測データを共有し、速やかにホームページや様々な媒体を通じて住民等に緊急時モニタリングの結果を周知する。

## 第5節 住民等への的確な情報伝達活動

【関係機関】 県（統括調整部）、県警察、国（原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、原子力災害対策本部）、市町村、指定地方公共機関、指定地方行政機関等防災関係機関、東京電力ホールディングス(株) 柏崎刈羽原子力発電所 等

### 1 方針

県は、放射性物質及び放射線による影響は五感で感じることができないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合における心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、県内外の住民等に対し、災害対応の局面や場所に応じた迅速かつ的確な情報提供、広報を行う。

### 2 迅速かつ的確な情報提供

#### (1) 迅速かつ的確な情報提供

県及び市町村は、原子力事業者が迅速に公表する事実及び国が行う発電所の安全性の評価に基づき、住民等に対して情報を速やかに広報する。

広報にあたっては、事故の状況、モニタリングポスト等の観測値、避難の必要性及び住民がとるべき行動の指針等について広報するものとし、これらの情報が入手できない場合であってもその旨広報し、住民等に不安や混乱が生じないよう配慮する。

また、県は、広報した内容について、市町村及び消防本部に対して、防災行政無線等により連絡する。

#### (2) 県内外への情報提供

県は、国及びその他関係機関と協力し、周辺住民のみならず県内外の住民等に対して、社会的な混乱や風評被害の未然防止のため、積極的な情報提供を行う。

#### (3) 定期的な情報提供

県は、住民等への情報提供にあたっては、情報の発信元を明確にするとともに、できるだけ専門用語やあいまいな表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いる。

また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努め、情報の空白時間がないうよう、状況に特段の変化がなくても、定期的に情報を提供する。

#### (4) 住民等ニーズに応じた情報提供及び要配慮者等への配慮

県は、役割に応じて住民等のニーズを充分把握し、原子力災害の状況等（発電所等の事故の状況、緊急時モニタリングの結果、飲食物の放射性核種濃度測定の結果及び出荷制限等の状況、安否情報、医療機関などの情報、県が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報）を適切に提供する。

また、県及び市町村は、広報車、防災行政無線（戸別受信機を含む）、マスコミ等を活用して、要配慮者、一時滞在者、屋内退避者及び応急仮設住宅への避難者、広域避難者等に対しても情報が届くよう十分配慮する。

#### (5) 情報の一元化

県は、原子力災害合同対策協議会の場等を通じて、原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、市町村及び原子力事業者と情報の共有化を図り、十分に内容を確認し、情報の一元化を図った上で県民に対する情報の公表、広報活動を行う。

(6) 多様な媒体の活用

県は、情報伝達にあたって、総合防災情報システム、行政無線、広報車等によるほか、テレビやラジオ等の放送事業者、緊急速報メールなどの一斉同報配信できる電気通信事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を求める。

また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。

特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、受入市町村等と協力し、適切に情報提供がなされるよう努める。

(7) 指定避難所外避難者への周知

県は、避難市町村が指定避難所以外に避難した住民の所在を把握することについて、避難市町村に協力する。

3 原子力事業者の広報

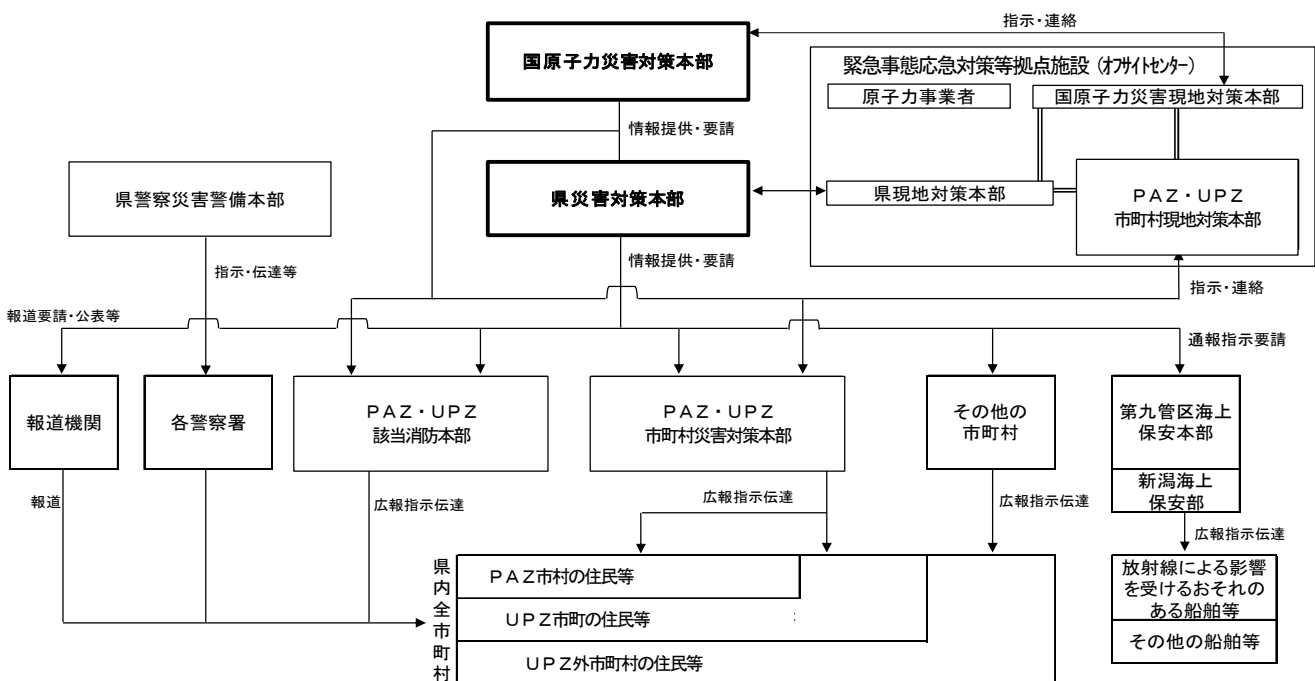
原子力事業者は、発電所において事故が発生した場合は、周辺及び県内外の住民等に対し、速やかに広報する。

4 住民等からの問い合わせに対する対応

県は、国、市町村等と協力し、必要に応じ、緊急時には速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制を確立する。

また、住民等のニーズを見極め、情報の収集・整理・発信を行う。

住民等に対する広報及び指示等の伝達系統図



## 第6節 避難・屋内退避実施に係る防護活動

【関係機関】 県（◎統括調整部、保健医療教育部）、国（原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、原子力災害対策本部）、市町村、指定地方公共機関、指定地方行政機関、東京電力ホールディングス(株) 等

### 1 方針

県及び市町村は、緊急時において、住民及び一時滞在者等の生命及び身体を原子力災害から保護するため、避難・屋内退避等を指示した場合の対応等について定め、住民等の安全確保を図る。

### 2 避難・屋内退避等の指標

放射性物質の放出等に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じ、住民及び一時滞在者等に対して避難・屋内退避等の措置を講ずる。

これらの避難・屋内退避等の措置については、柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画に定められているEALの基準、原災指針に定められているOILの基準のほか、事故の状況、気象状況、避難経路となる道路の被災状況、避難先の状況、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果によるものとする。

### 3 避難・屋内退避等の防護措置の実施

(1) 県は、警戒事態発生時には、国の要請等により、市町村と協力し、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者に係る避難の準備（施設敷地緊急事態要避難者数の確認、避難ルート・避難先、移動手手段の確保等）を行う。

また、県は、国の要請等により、UPZ外の市町村に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保）に協力するよう要請する。

(2) 県は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請等により、市町村と協力し、PAZ内における避難の準備を行うとともに、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者に係る避難を行うこととし、PAZを含む市村にその旨を伝達する。

また、県は、国の要請等により、市町村と協力し、UPZ内における屋内退避の準備を行うとともに、UPZ外の市町村に対し、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難者数の確認、避難ルート・避難先、移動手手段の確保等）に協力するよう要請する。

(3) 県は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、PAZ内の避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置について指示した場合はその指示に従い、又は独自の判断により、PAZ内の避難等を行うこととし、PAZを含む市村に対し、住民等に対する避難のための指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援その他の支援活動が必要な場合にはPAZを含む市村と連携し国に要請等する。

また、PAZ内の避難の実施に併せて、国の要請等により、UPZを含む市町村に対し、屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備（避難・一時移転先、輸送手段の確保等）を行うよう指示するとともに、UPZ外の市町村に対して、PAZを含む市村から避難してきた住民等の受入れやUPZを含む市町村が行う防護措置の準備への協力を要請するほか、事態の進展などに応じて、屋内退避の実

施を指示する。

- (4) 県は、放射性物質が放出された場合、事態の規模、時間的な推移に応じて、当日の気象条件、緊急時モニタリングの結果、放射性物質拡散予測情報、また、原災指針を踏まえた国の指示・要請及び放射性核種濃度測定調査等に基づき、O I Lの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、該当する市町村に対し、住民等に対する屋内退避又は避難の指示等の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町村と連携し国に要請する。
- (5) 県及び避難市町村は、避難・屋内退避の措置を講じる場合は、国と協力し、事故の不確実性や急速な進展の可能性等を踏まえ、基本的にはE A L及びO I Lの考え方に基づいて実施するが、住民の被ばく線量をできる限り抑えるために、予測線量、予測される放射性物質の放出開始までの時間、放出継続時間及び避難に要する予測時間等を勘案して対応する。
- (6) 複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。
- (7) P A Zにおいては、緊急事態の区分に応じて避難の対象となる住民等について、自然災害等により避難が困難な場合又は健康状態等により避難よりも屋内退避が優先される場合の措置として、屋内退避を実施し、U P Zにおいても、避難又は一時移転の実施が困難な場合の措置として屋内退避が継続されるものとする。

特に、病院や介護施設においては健康状態等により避難よりも屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮蔽効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

- (8) 県及び市町村は、国が原子力災害の観点から屋内退避指示を出している中で、自然災害を起因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、独自の判断で避難指示を行うものとする。

その際には、市町村及び県は、国と緊密な連携を図るものとする。

- (9) 県及び市町村は、一時滞在者等の避難が確実に行われるよう、避難・屋内退避等の指示の周知及び避難誘導に際して十分に配慮する。
- (10) 関係市町村が避難・一時移転を実施するにあたり、次の事項について、原子力災害合同対策協議会等において、指示内容の判断のため、県及び関係市町村より事前の状況把握等を行うとともに、指示後においても、同協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、県と国及び関係市町村はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。

- ・ U P Z内の避難・一時移転の対象区域及び対象者の数並びに避難・一時移転の方針
- ・ 避難ルート、避難先の概要
- ・ 移動手段の確保見込み
- ・ その他必要な事項

#### 4 避難・屋内退避の実施に係る指示等

県は、市町村の区域を越える避難について、広域自治体としての役割に鑑み、次のとおり対応する。

- (1) 住民等の避難・屋内退避の指示

##### ア P A Zの住民等への避難指示等

知事は、原子力事業者から全面緊急事態が発生した旨の通報を受けた場合、市町村との広域的な

避難調整を行った上で、PAZを含む市町の長を経由して、PAZ内の住民等に、直ちに避難をするよう指示する。

この場合において、知事は、避難住民を受け入れる市町村（以下「受入市町村」という。）及び避難経由所を確認するとともに、受入市町村に対し、避難住民等の受入れを要請する。

また、県は、住民避難の支援が必要な場合には市町村と連携し国に要請する。

#### イ UPZの住民等への屋内退避指示等

UPZを含む市町の長は、事業者から全面緊急事態が発生した旨の通報を受けた場合には、UPZ内の住民等に対し、防災行政無線（戸別受信機を含む）、広報、町内会・自主防災組織を通じてあらかじめ屋内退避所について周知の上、速やかに屋内退避するよう指示する。

なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、PAZと同様、避難等の予防的防護措置を講ずることが必要となる場合がある。

また、UPZを含む市町の長は、住民等に対し、落ち着いて行動するとともに、以後、原子力災害対策本部等から出される指示等に留意するよう要請する。

#### ウ UPZの住民等への避難指示等

知事は、次に掲げる場合には、避難調整を行った上で、UPZを含む市町村に対し、避難が必要であると判断される区域（以下「避難区域」という。）を速やかに通知し、受入市町村及び避難経由所又は避難施設名を確認するとともに、避難市町の長を経由して、避難区域に指定した住民等に、速やかに避難をするよう指示する。

(7) 緊急時モニタリングの結果、避難基準を超える放射線量が計測された区域又は発電所の状況、より発電所に近い地域の放射線量、風向き等の気象状況若しくは放射性物質拡散予測情報から避難区域が確認された場合

(4) 国から避難が必要と判断される区域の指導、助言又は指示があった場合

また、当該避難を指示する場合において、知事は、受入市町村に対し、避難住民等の受入れを要請する。

#### エ UPZ外の住民等への避難指示等

知事及びUPZ外を含む市町村の長は、必要に応じてUPZと同様に屋内退避及び避難等の対応を実施する。

#### (2) 避難手段等

知事及び避難市町村の長は、自家用車両を含めバス、鉄道、船舶等のあらゆる避難手段・経路を検討し、円滑に避難できる手段・経路を指示する。

なお、自家用車両による避難を指示する場合、交通渋滞を引き起こす可能性があるため、交通・道路状況について、県警察及び道路管理者から意見を聞く。

また、知事及び避難市町村の長は、自家用車両による避難を指示する場合、自家用車両等の利用の困難な住民については、退避所・集合場所への移動を指示する。

#### (3) 避難・屋内退避の実施、情報提供等

県は、住民等の避難誘導に当たり、避難市町村に協力し、住民等に向けて、避難や避難退域時検査等の場所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

また、県は、これらの情報について、国の原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供する。

県は、災害の実態に応じて、市町村と連携し、飼い主に家庭動物との同行避難を呼びかける。

#### ア PAZにおける避難の実施

PAZを含む市村は、(1)アの避難指示があった場合には、PAZ内の住民等に対し、あらかじめ周知している避難経路所及び避難経路をあらためて周知の上、避難の誘導を行う。

イ UPZにおける避難の実施

避難市町村は、(1)ウの通知を受けた場合には、避難区域の住民等に対し、避難経路所又は避難施設名及び避難経路をあらためて周知の上、避難の誘導を行う。

(4) 避難措置の追加

知事は、次に掲げる場合には、(1)エにより通知した屋内退避を実施する区域に対し、当該市町村の長を経由して、当該区域の住民等に対し、追加措置として、速やかに避難をするよう指示する。

ア その後の緊急時モニタリングの結果から、避難基準を超える放射線量が計測された場合

イ 発電所の状況、より発電所に近い地域の放射線量、風向き等の気象状況、放射性物質拡散予測情報から避難が必要と判断される場合

ウ 国から指導、助言又は指示があった場合

(5) 市町村長による避難指示

市町村の長は、上記のほか内閣総理大臣の指示に従い、又は独自の判断により、住民等に対して、屋内退避又は避難のための立ち退きの指示等を行う。

(6) 避難の実施における関係機関の連携

県は、避難の実施にあたり、関係機関と連携するとともに、可能な限り支援、協力を努める。

ア 県は、避難市町村に対し、避難及び避難退域時検査等の場所の開設や住民等に対する周知について支援する。

イ 避難市町村は、避難を指示した際、交通整理を行っている警察官等の指示に従うよう周知する。

また、自家用車両による避難の場合、要配慮者や自家用車両等の利用が困難な住民等については、市町村及び県が手配する公共輸送機関及び自衛隊等により輸送を行う。

さらに、避難に当たっては、放射性物質の状況を考慮しながら、自衛隊及び第九管区海上保安本部の協力によって、空路及び海上輸送を行う。

ウ 避難市町村は、県と協力し、避難を指示した後、対象区域内に残留者がいないか確認を行う。

エ 避難市町村は、県及び県警察等の防災関係機関と協力し、あらかじめ定めた行動計画に基づいて住民避難を実施するとともに、受入市町村と協力し、避難先への誘導を行う。

なお、避難市町村は、放射性物質の放出後に住民避難が必要となった場合には、線量率の測定結果、気象条件等を考慮し、避難誘導を実施する。

オ 避難市町村は、道路管理者等から通行可能な道路の状況について情報提供を受け、住民等に速やかに周知する。

カ 県は、住民等の避難誘導に当たっては、市町村に協力し、避難経路所又は避難所の所在、避難路の状況、災害の概要その他避難に資する情報を提供する。

キ 県警察は、関係機関と連携し、円滑な避難が実施できるよう交通規制、誘導等を実施する。

ク 避難市町村は、戸別訪問、避難経路所又は避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民の避難状況を確認する。

県は、市町村が行う住民の避難に協力する。

ケ 避難市町村は、市町村庁舎が避難対象地域に含まれることとなった場合、受入市町村の協力により、行政拠点の緊急的な移転場所を受入市町村内において開設する。

なお、避難市町村は、行政拠点の移転について、速やかに県、防災関係機関、避難住民等に周知

する。

コ 県は、受入市町村等と連携し、それぞれの避難場所に避難している避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行う。

また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県及び避難市町村に提供する。

サ 県は、県の区域を越えて住民を避難させる必要が生じた時は、あらかじめ近隣県と協議した事項に基づき、避難を実施する。

シ 受入市町村は、選定された避難経路所及び避難所を開設するほか、主要道路から避難経路所及び避難所までの誘導や避難経路所及び避難所の運営など、避難市町村等と連携して避難住民を支援する。

なお、受入市町村は、避難経路所及び避難所の運営にあたり、保健衛生面、男女双方及び性的少数者の視点、人権の保護等幅広い観点から、避難者の心身の健康維持及び人権に可能なかぎり配慮した対策を講ずるよう努める。

ス 受入市町村は、県、県警察及び避難市町村と協力し避難所に避難者のための相談所を速やかに開設するとともに相談業務を実施する。

セ 受入市町村は、避難経路所及び避難所の管理者を通じて県と協力し、避難者の動向を把握する。

また、避難者の流入により避難経路所・避難所の許容人員を超えて避難者が参集しつつあると判断した場合は、他の余裕ある避難経路所・避難所又は新たに開設した避難経路所・避難所で受け入れ、避難経路所・避難所の管理者を通じて避難者に伝達するとともに、必要に応じて移動のための車両を手配する。

#### (7) 屋内退避継続の判断と避難への切替え

国は、屋内退避の継続の判断を、屋内退避実施後3日目を目安として行い、それ以降は日々行うこととされている。その際、物資の不足等により生活の維持に困難を伴う場合や、プルームが長時間又は断続的に到来し屋内退避場所への屋外大気の流れにより被ばく低減効果が失われた懸念がある場合等には、国が県、屋内退避を実施する区域を含む市町村（以下「屋内退避市町村」という。）と緊密な連携を行いながら、避難への切替えを判断し、指示することとされている。

なお、屋内退避から避難への切替えにより避難行動及び生活環境の変化等に伴う肉体的・精神的影響が生じるため、屋内退避を継続することを基本とし、避難への切替えを判断するに当たっては、生活の維持が困難であること等の判断は慎重に行うこととされている。

また、屋内退避の継続のためには、医療品等も含めた支援物資の供給及び医療等の人的支援の提供が重要となることに留意する必要があるとされている。

#### (8) 屋内退避の実施における留意点

ア 屋内退避市町村は、コンクリート・木造建物等の施設に住民等を誘導する。

自宅等の木造建物を退避先とする場合は、窓を閉め、換気扇のほか、外気を取り込む設備を停止する等、気密性に配慮するよう、速やかに住民に周知する。

イ 屋内退避市町村は、放射性物質の濃度変動等に伴う追加避難に備え、屋内退避と併せて避難準備を実施する。

ウ 屋内退避者は、屋内退避所、自宅等に備蓄してある食料・物資により生活を維持するよう努める。

なお、屋内退避市町村の長は、屋内退避者の生活支援に努めるとともに、大気中の放射性物質の濃度等から長期化が予想される場合、屋内退避が長引くことによる住民への影響を考慮し、速やか

な避難指示について、国、県と調整する。

エ 国は、屋内退避中は、被ばくを低減するために屋内にとどまることが原則であるが、生活の維持に最低限必要な住民等の一時的な外出や住民等の生活を支える民間事業者等の活動は、屋内退避という防護措置の一部をなすものであり、屋内退避中にも実施できるとしている。

また、原子力発電所の状態等に応じて、放射性物質が放出されるおそれが高いと判断した場合には、速やかに一時的な外出や活動を控えて屋内退避を徹底する旨の注意喚起を行うとしている。

(9) 指定地方公共機関である放送事業者による避難・屋内退避の指示等の放送

放送事業者は、避難・屋内退避の指示等があったときは、速やかに指示の内容について、正確かつ簡潔に放送する。

## 5 避難の際の住民等に対する避難退域時検査等の実施

県は、国、原子力災害医療協力機関、原子力事業者等の協力を得ながら、住民等が避難区域等から避難する際に、住民等に対する避難退域時検査及び除染を実施する。

## 6 要配慮者等の支援

県は、市町村と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所等での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、要配慮者の応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努める。

また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

(1) 県及びPAZを含む市村は、警戒事態が発生した場合、施設敷地緊急事態要避難者の迅速な避難を実施するため、避難車両の手配を開始するとともに、要配慮者等に対し避難準備を行うよう連絡する。

なお、施設敷地緊急事態要避難者のうち、避難の実施により健康リスクが高まると判断される者については、防護対策を実施した施設を活用する等して、屋内退避の準備を行うよう連絡する。

また、県は、PAZ又はUPZを含まない市町村に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請する。

県は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請又は独自の判断によりPAZを含む市村に対し、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者に係る避難及び避難の実施により健康リスクが高まると判断される施設敷地緊急事態要避難者については、防護対策を実施した施設を活用する等した屋内退避を行い、これを支援する者が付き添う場合についても考慮するよう連絡する。

(2) UPZを含む市町は、警戒事態が発生した場合など、必要に応じ早期に要配慮者の避難準備に着手する。

県及びUPZを含む市町は、全面緊急事態が発生した場合、避難車両の手配を開始する。

また、県は、UPZ外の市町村に対し、要配慮者の避難準備（避難・一時移転先の確保等）に協力するよう要請する。

(3) 市町村は、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態が発生し、指示があった等の場合は、在宅の避難行動要支援者の避難・屋内退避について、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、適切な避難支援等を実施する。

(4) 病院、福祉施設等は、原子力災害が発生し、避難の指示等があった場合は、入院又は入所の要配慮者の避難・屋内退避等について、避難誘導等の計画に基づき実施する。

- (5) 学校等施設の管理者は、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。
- また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県又は市町村に対し速やかにその旨を連絡する。
- (6) 消防機関、自衛隊等の防災関係機関は、要配慮者の避難・屋内退避が困難な場合には、福祉避難所への避難等の支援を実施する。
- (7) 市町村は、県と協力し、避難することとなった要配慮者に対し、移動中や避難所におけるケアなど十分に配慮する。
- (8) 県は、市町村に協力し、避難誘導、避難所での生活に関して、要配慮者に十分配慮し、健康状態の把握に努める。
- また、県及び市町村は、要配慮者に向けた情報の提供、生活環境への配慮、必要な飲食物及び物資の提供を行う。

## 7 交通の規制及び立入制限等の措置

県警察は、避難指示区域から迅速かつ円滑に避難が実施できるよう交通規制を実施し、県・市町村と連携して住民にその内容を周知する。

県警察、道路管理者等は、市町村長等が避難を指示した区域について外部から車両等が進入しないよう指導するなど、指示の実効を上げるため、交通の規制及び立入制限等必要な措置を実施する。

## 8 感染症流行下での防護措置

県及び市町村は、感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先とする。

具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

## 9 避難所等の開設・運営等

避難市町村、受入市町村は、緊急時に必要に応じ避難所を開設・運営する。

県は、避難市町村が避難所及び避難退域時検査場所の所在を住民等に周知することについて支援する。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設することを支援する。

- (1) 受入市町村は、初動期において、避難市町村と協力し、避難所ごとに避難者の人数を始め現況を把握する。
- また、屋内退避市町村は、屋内退避を指示した場合には、屋内退避所ごとに退避者の人数を始め現況を把握する。
- (2) 受入市町村は、初動期に、避難市町村、県、防災関係機関等と協力し、男女双方及び性的少数者の視点を踏まえ避難所において各種の避難者ケアを実施し、加えて、県及び受入市町村は、「新潟県災害時こころのケア活動マニュアル」に基づき、こころのケアを実施する。
- (3) 受入市町村は、一定期間経過後における避難者に対する各種ケアについて、避難市町村と協議の上、当該市町村に引き継ぐものとする。

- (4) 県は、住民等の避難が長期化した場合には、市町村と協力の上、避難者の健康、プライバシー保護、メンタル相談等の対策、避難所の衛生対策及び家庭動物の保護場所の確保等に留意するとともに、要配慮者の待遇及び男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点に十分配慮した支援を行う。
- (5) 市町村は、避難所において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

## 10 避難・屋内退避者の生活支援

- (1) 屋内退避市町村は、県、防災関係機関、運送事業者等と協力し、屋内退避者向けの生活支援に努める。
- (2) 県は、市町村から避難所、屋内退避所等において必要となる飲料水、飲食物及び生活必需品等の調達等への協力要請を受けた場合、又は状況等から判断して必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給(貸)与、事業者等への物資の調達要請等を行う。  
なお、供給に当たっては、飲料水及び飲食物の摂取制限等の結果及びその影響を十分考慮する。
- (3) 県及び市町村は、あらかじめ物資の受入れ及び集積場所の候補地を選定しておくとともに、当該場所に職員を配置し、物資の受入作業及び仕分作業を行う。
- (4) 市町村は、県と協力し、被災者に対して、物資の供給場所、供給時間等を十分広報し、円滑な供給を行う。
- (5) 市町村は、避難所等施設責任者の指示により、町内会・自主防災組織等を通じて、子供や病弱者等を優先しながら物資を配布し、避難所以外で避難生活を行っている被災者に対しては、広報車等により物資の情報を提供する。
- (6) 電気、ガス、水道、電話等のライフライン関係事業者は、県、市町村等と協力し、屋内退避地域での供給を確保する。
- (7) 受入市町村及び避難市町村は、避難所以外に避難した住民等の把握に努めるとともに、食料・物資の提供、情報の提供など必要な支援を行う。
- (8) 県は、国及び避難市町村と連携し、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所生活の早期解消に努めることを基本とする。
- (9) 県は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上建設する。

ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努める。

なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国に資機材の調達に関して要請する。

## 11 原子力被災者生活支援チームとの連携

県は、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、事故対応の進捗の状況に応じて、避難区域等の設定・見直し(計画的避難の実施や一時立入業務を含む)、原子力被災者の避難・受入先の確保、子ども等をはじめとする原子力被災者等の健康調査、環境放射線モニタリング、除染等を行う。

また、原子力被災者生活支援チームは、県庁舎等へ必要な要員を派遣し、住民等の状況把握及び生活

支援等に関する被災市町村等との連絡・調整を行うものとされている。

## 12 避難・屋内退避の解除

### (1) 避難指示の解除

県（市町村が避難指示を行った場合は、市町村長）は、緊急時モニタリングの結果、避難市町村における放射線量が避難基準を下回った場合には、気候条件、汚染地域の除染対策等を勘案し、市町村と協議して、可能な区域から避難の指示を解除する。

市町村長は、内閣総理大臣の指示に従い、又は独自の判断により、住民等に対して、屋内退避解除又は避難のための立ち退きの指示解除等を行う。

### (2) 屋内退避指示の解除

国において、原子力発電所の状態が安定して一定の要件を満たし、新たなプルームが到来する可能性がないこと及び既に放出されたプルームが滞留していないことが確認できれば、屋内退避市町村は、国の判断に基づき、屋内退避の指示を解除する。

## 第7節 治安の確保

【関係機関】 県（統括調整部）、県警察、国（原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、原子力災害対策本部）、第九管区海上保安本部、市町村、指定地方公共機関、指定地方行政機関 等

### 1 方針

県、市町村及び関係機関は、緊急時には、早期に治安の確保のための体制を確立し、相互に緊密な連絡の下に災害情報の収集に努め、住民の生命、身体及び財産の保護を第一とし、犯罪の予防、交通の確保等の活動を行う。

### 2 警戒区域の設定等

(1) 市町村は、災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができるとされているが、県は、災害応急措置が円滑かつ的確に行われるようにするため特に必要があると認められる場合は、同法第72条第1項の規定に基づき、市町村に当該区域の設定を指示する。

(2) 県は、市町村が避難を指示した区域について外部から車両等が進入しないよう指導するなど、指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう県警察及び第九管区海上保安本部に要請する。

(3) 県は、応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保について県警察及び第九管区海上保安本部と協議し、万全を期すものとする。

特に、避難のための立ち退きの指示等を行った地域については、県警察と連携し窃盗等の各種犯罪の未然防止の対策を講ずる。

### 3 警戒区域への立入制限措置

県警察等は、警戒区域が設定された場合、速やかに必要な要員を派遣し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該警戒区域への立入りを制限、若しくは禁止する措置を講ずる。

### 4 交通対策活動

(1) 交通規制

ア 県警察等は、警戒区域が設定された場合、当該警戒区域を設定した市町村及び県と協力し交通規制を実施する。

イ 交通規制を実施したときは、直ちに通行禁止等に係る区域、道路の区間その他必要な事項について、交通情報板やメディア等の広報媒体を通じ、運転者等に周知徹底を図る。

(2) う回対策

県警察は、警戒区域の周辺における交通混雑の緩和を図るため、放射性物質の影響を考慮の上、う回地点を設定し、警戒区域へ向かう車両等のう回措置を講ずる。

**5 警戒警備活動**

県警察は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺の警戒を実施して犯罪やトラブルを未然に防止するなど社会秩序の維持を図り、住民の不安解消に努める。

**6 飛行規制措置**

県は、緊急時において、空中に放射性物質の影響が及んだとき、又は及ぶおそれのあるとき、あるいは緊急時モニタリング活動等の災害応急対策に従事するヘリコプターの活動等に支障が生じると認められる場合等は、国に飛行規制を要請する。

## 第8節 原子力災害医療の実施

【関係機関】県（統括調整部、◎保健医療教育部）、国（原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、原子力災害対策本部）、市町村、消防本部、航空自衛隊、原子力災害拠点病院、原子力災害医療協力機関、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所、福島県立医科大学 等

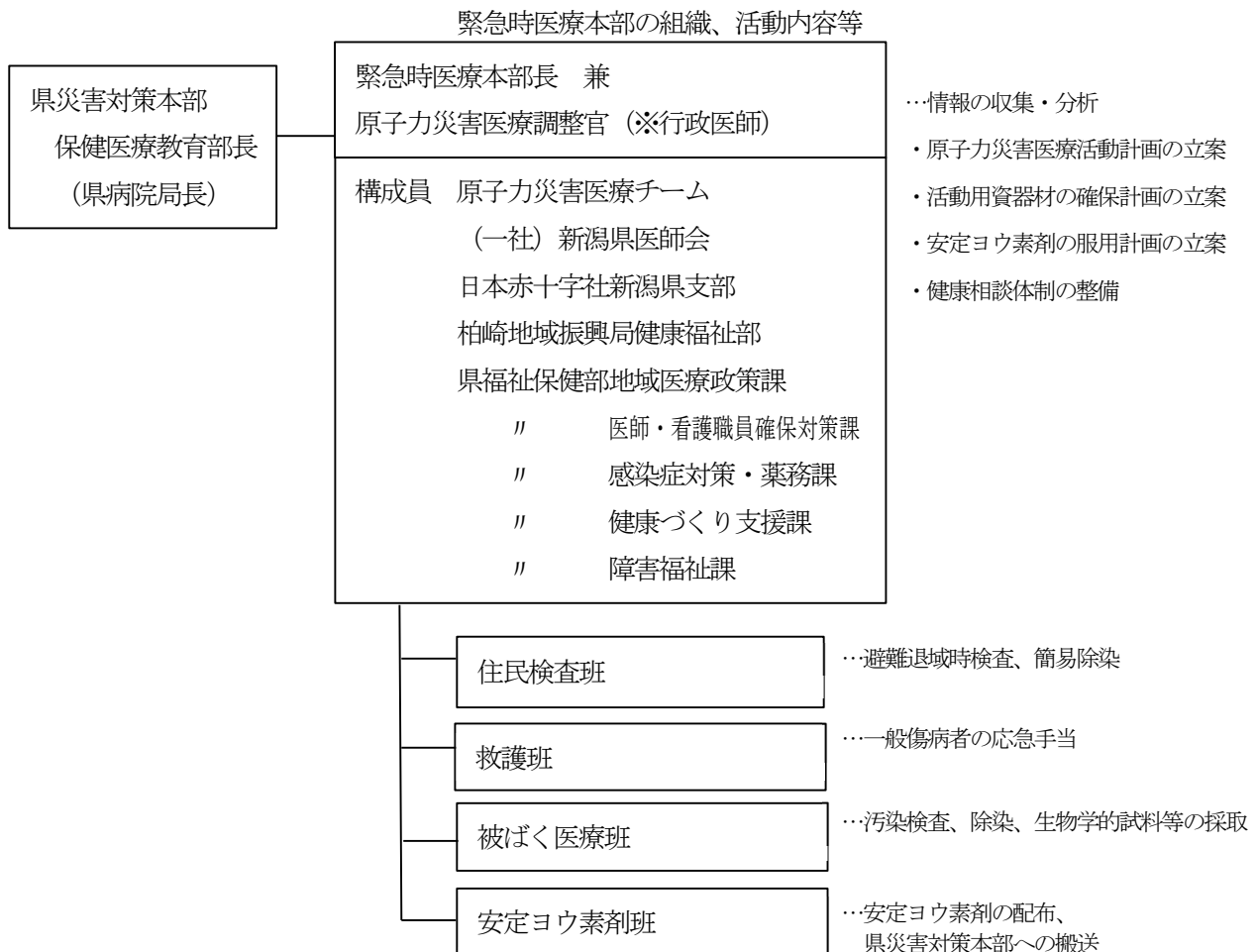
### 1 方針

県は、緊急時において、住民及び発電所の職員の生命、身体を原子力災害から保護するため、必要な原子力災害医療体制を確立し、適切な原子力災害医療措置を講ずる。

### 2 緊急時医療本部の設置

県は、原子力災害対策本部を設置したときは、保健医療教育部の下に緊急時医療本部を設置するとともに、必要に応じて住民検査班、救護班、被ばく医療班等を編成し、原子力災害医療活動を行う。

緊急時医療本部の組織、活動内容等は次のとおりとする。



### 3 国等への応援要請

県は、必要と認められる場合は、国（原子力規制委員会（原子力緊急事態宣言発出後は原子力災害現地対策本部長））、地域の基幹医療機関等に対し、医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請する。

#### 4 原子力災害医療活動の実施

原子力災害時には、放射線被ばく又は放射性物質による汚染（以下「被ばく等」という。）を受けた者等のほか、原子力災害時の混乱等により生じる一般傷病者等への医療を実施する。

原子力災害医療活動の詳細については、新潟県原子力災害医療マニュアルに定める。

##### (1) 初期対応

ア 住民検査班は、必要に応じて国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所等から派遣された原子力災害医療派遣チームの指導を受け、住民等が避難区域等から避難する際に、住民等の避難退域時検査及び除染等を行うとともに原子力災害現地対策本部医療班の医療総括責任者の指示に基づき、汚染や被ばくの可能性がある傷病者の医療機関や救急組織への搬送等を支援する。

イ 県は、避難所等に救護所を開設し、救護班は、救護所において、被ばく等のない一般傷病者の医療救護を行う。

ウ 原子力災害医療協力機関は、被ばく傷病者等の初期診療及び救急医療等を行う。

##### (2) 原子力災害拠点病院における医療

原子力災害拠点病院は、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には線量測定、除染処置及び専門的な医療対策を実施するとともに、必要に応じて入院診療等を行う。

##### (3) 高度被ばく医療

原子力災害拠点病院で対応することが困難な高度専門的な除染、線量評価及び診療が必要とされる重篤な被ばく患者等については、高度被ばく医療支援センターである福島県立医科大学等に転送する。

##### (4) 要配慮者等への配慮

県は、原子力災害医療の実施に関して、高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者に十分配慮する。

#### 5 安定ヨウ素剤の服用

原子力規制委員会は、原則として、安定ヨウ素剤の服用の必要性を判断し、その判断を踏まえ国の原子力災害対策本部、県又は市町村が住民等に指示することにより服用させるものとされている。

国の原子力災害対策本部は、原子力規制委員会の判断及び国の原子力災害対策本部の指示について、速やかに県及び重点区域を含む市町村に伝達することとされている。

##### (1) 事前配布された安定ヨウ素剤の服用

県及び避難対象地域を含む市町村は、原子力規制委員会の判断及び国の原子力災害対策本部の指示に基づき、原則として住民等が避難する際に速やかに安定ヨウ素剤を服用できるよう必要な措置を講じる。

##### (2) 緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用

県及び避難対象地域を含む市町村は、原子力規制委員会の判断及び国の原子力災害対策本部の指示に基づき、原則として医師の関与の下で、住民等が速やかに安定ヨウ素剤を服用できるよう必要な措置を講じる。

ただし、時間的制約等により、医師が関与できない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続きによるものとする。

##### (3) 県及び避難対象地域を含む市町村は、事態の進展が急速な場合であって、原子力規制委員会の判断

を得ることができない等の事象があるときは、原災指針を踏まえ、独自の判断により、放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用すべき時期及び服用の方法の指示、医師及び薬剤師の確保その他の必要な措置を講じるものとする。

## 6 原子力災害拠点病院等への傷病者の搬送

原子力災害拠点病院への傷病者の搬送は、放射性物質の拡散状況に留意しつつ、市町村消防本部の救急車又は県消防防災ヘリコプターにより行う。

また、県は、自ら必要と認める場合又は関係市村等から被ばく者の放射線専門病院等への搬送について要請があった場合は、必要に応じ、自衛隊へ航空機による搬送を要請するとともに、消防庁に対し搬送手段の優先的確保など特段の配慮を要請する。

## 第9節 飲食物の摂取制限及び出荷制限、農林水産物等の採取及び出荷制限

【関係機関】 県（◎統括調整部、保健医療教育部、生活基盤対策部）、国（原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、原子力災害対策本部）、市町村、指定地方公共機関、指定地方行政機関 等

### 1 検査の実施

県は、国からの指示及び要請に基づき、または、必要と認めるときは、飲食物の放射性核種濃度測定及び必要な摂取制限、出荷制限を実施する。

### 2 飲食物の摂取制限及び出荷制限

(1) 放射性物質が放出された後に、国は、O I Lに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の摂取制限を実施するよう県及び関係市町村に指示することとされている。

(2) 国は、O I Lに基づき、緊急時モニタリングの結果により飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、県等に検査計画の策定・検査の実施を指示・要請するものとされている。

また、国は、当該検査の結果を取りまとめ、その結果に基づき、O I Lの基準等を踏まえ飲食物の摂取制限及び出荷制限の要請について県等に指示するものとされている。

(3) 県は、国の指示及び要請並びに飲食物の放射性核種濃度測定調査に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限、出荷制限及びこれらの解除を実施するよう市町村に指示する。

また、県及び市町村は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止及び汚染飲食物の摂取制限の措置の内容について、住民への周知徹底及び注意喚起を実施する。

### 3 農林水産物の採取及び出荷制限

(1) 県は、国の指示及び要請に基づき、農林水産物の生産者、出荷機関、市場の責任者及び市町村等に対し、下記のとおり汚染農林水産物の採取、漁獲の禁止、出荷制限等必要な措置を実施するよう指示する。

ア 農作物の作付け制限

イ 農林水産物等の採取、漁獲の禁止

ウ 農林水産物等の出荷制限

エ 肥料・土壌改良材・培土・飼料及びきのご用原木等の施用・使用・生産・流通制限

オ その他必要な措置

(2) 市町村は、県からの指示内容について周知するとともに農林水産物等の生産者、出荷機関、市場の責任者に対し、上記措置を講じるよう指示する。

#### 4 飲料水及び飲食物の供給

県は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を市町村に指示した時は、新潟県地域防災計画（風水害対策編）第3章第26節の食料・生活必需品等供給計画及び同章第37節の給水・上水道施設応急対策に基づき、市町村と協力して関係住民への応急措置を講ずる。

### 第10節 緊急輸送活動

【関係機関】 県（◎統括調整部、食料物資部）、県警察、国（原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、原子力災害対策本部）、市町村、自衛隊、北陸信越運輸局、第九管区海上保安本部、交通・鉄道・運送事業者、東京航空局新潟空港事務所 等

#### 1 方針

県及び市町村は、緊急時において、災害応急対策を迅速に実施するため、人員、資機材及び緊急物資の輸送活動を迅速に行う。

#### 2 緊急輸送活動

##### (1) 緊急輸送の順位

県は、市町村及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、原則として次の順位で調整する。

第1順位	人命救助、救急活動に必要な輸送、国の現地対策本部長及び県の現地対策本部長、関係市町村の現地対策本部長等
第2順位	避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
第3順位	災害応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
第4順位	住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
第5順位	その他災害応急対策のために必要な輸送

##### (2) 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

ア 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材

イ 負傷者、避難者等

ウ 国の現地対策本部長及び県の現地対策本部長、関係市町村の現地対策本部長等、災害応急対策要員（原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要とされる資機材

エ 屋内待避所、避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材

オ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資

カ その他緊急に輸送を必要とするもの

(3) 緊急輸送体制の確立

ア 県は、関係機関の協力を得て、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。

イ 県は、人員、車両等に不足が生じたときは、関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じ周辺市町村や隣接県に支援を要請する。

ウ 県は、イによっても人員、車両等に不足するときは、原子力災害合同対策協議会の場等において、人員等の確保に関する支援を依頼する。

(4) 交通・運送事業者による車両調達等

ア 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、県から要請があった場合は、県内事業所が保有する車両等の調達又はあっせんを行う。

イ 県は、輸送に従事した者に対し、避難退域時検査等を実施するなど、被ばく管理体制を構築する。

3 緊急輸送のための交通確保

県警察は、緊急輸送のための交通確保について、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制等を行う。

なお、災害対応に使用する車両に関しては、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づく手続等に従い対応する。

県及び道路管理者は、交通規制に当たって、合同対策協議会において、相互に密接な連絡をとる。

4 輸送体制

(1) 陸路による輸送

ア 県は、県警察、自衛隊等の協力を得て、通行が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込み等の緊急輸送活動に必要な情報を把握する。

イ 県は、県警察と協議の上、交通可能道路等の情報に基づき、緊急輸送ルートを選定する。

ウ 県及び道路管理者は、選定された緊急輸送ルートの確保に努めるとともに、さらに計画的に道路の応急復旧を行い、輸送機能の充実を図る。

エ 県は、県警察、道路管理者と協力し、交通状況を迅速に把握する。

オ 県警察及び道路管理者は、交通規制に当たって、相互に密接な連絡をとるとともに、その他防災関係機関及び住民に対して周知を図る。

カ 県は、鉄道によって輸送する場合は、鉄道事業者と協議して行う。

(2) 空路による輸送

ア 発災直後など緊急を要する場合や交通途絶による孤立地帯への輸送については、放射性物質の影響を踏まえた上で、航空機を利用し、県は、消防防災ヘリコプター及び警察ヘリコプター等により、災害応急対策要員、医療従事者、モニタリング要員、防災活動資機材、医薬品等を輸送する。

イ 県は、特に必要と認める場合は、自衛隊、第九管区海上保安本部等のヘリコプターの出動を要請する。

ウ 市町村は、ヘリコプターの臨時離着陸場を直ちに選定し、県に対して連絡を行い、県は、新潟空港事務所航空管制運航情報官等と調整を行う。

(3) 海路による輸送

県は、陸路による輸送が困難な場合、又は重量かつ大量な緊急物資、復旧資材の運搬等海路による輸送がより効果的な場合には、必要に応じ、指定公共機関及び指定地方公共機関に協力を求め、さらに必要があれば、海上自衛隊、第九管区海上保安本部及び北陸信越運輸局の協力のもと、海路による輸送を実施する。

## 第11節 救助・救急及び消火活動

【関係機関】 県（統括調整部）、県警察、消防機関、国（原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、原子力災害対策本部）、重点区域を含む市町村、指定地方公共機関、指定地方行政機関、東京電力ホールディングス(株) 等

### 1 方針

県は、緊急時において、放射性物質及び放射線による影響は五感で感じることができないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、防災関係機関相互の緊密な協力体制により、救助・救急及び消火活動を迅速かつ的確に実施する。

### 2 活動内容

(1) 県は、重点区域を含む市町村の行う救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ他都道府県又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずる。

(2) 県は、重点区域を含む市町村から救助・救急活動及び消火活動について応援要請があったとき、又は災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県内各市町村、原子力事業者等に対し、応援を要請する。

この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

(3) 県は、重点区域を含む市町村から他都道府県の応援要請を求められた場合又は周囲の状況から県内の消防力では対応できないと判断した場合は、速やかに広域消防応援隊、緊急消防援助隊の出動を消防庁等に要請し、その結果を直ちに応援要請を行った市町村に連絡する。

なお、要請時には次の事項に留意する。

ア 救助・救急及び火災の状況、並びに応援要請の理由、応援の必要期間

イ 応援要請を行う消防機関の種別と人員

ウ 重点区域を含む市町村への進入経路及び集結（待機）場所

### 3 原子力事業者の消火体制

原子力事業者は、発電所の火災に関し、速やかに火災の発生状況を把握し、消防機関に通報するとともに、安全を確認しつつ、自発的に初期消火活動を行い、消防機関と協力して迅速に消火活動を行う。

### 4 海上における救助・救急対策

(1) 県は、海上における災害を認めた場合は、速やかに第九管区海上保安本部等に救助・救急活動を要請する。

(2) 県は、重点区域を含む市町村から海上での救助・救急活動について応援要請があったとき、又は災害の状況等から必要と認められる場合には、第九管区海上保安本部等に対し応援を要請する。

また、県内の防災関係機関では対処できないと判断した場合には、速やかに自衛隊に対し災害派遣要請を行う。

## 5 空からの救助・救急対策

- (1) 航空機やヘリコプターを活用した救助・救急活動を行うために、重点区域を含む市町村はあらかじめ緊急離着陸場の指定を行うとともに、迅速かつ正確な情報収集伝達を行い、機動的な航空機の活用を図る。
- (2) 県は、重点区域を含む市町村から空中からの救助・救急活動について応援要請があったとき、又は災害の状況等から必要と認められる場合には、放射性物質の拡散状況に留意しつつ、県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリによる救助・救急活動を行うとともに、県警察、他都道府県等に対し応援を要請する。
- (3) 県は、関係消防本部消防長から、広域航空消防応援の要請があったときは、速やかに消防庁に対し要請する。

## 第12節 防災業務関係者防護対策

【関係機関】 県（統括調整部、保健医療教育部）、県警察、国（原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、原子力事故警戒本部、原子力事故対策本部、原子力災害対策本部）、自衛隊、市町村、東京電力ホールディングス(株) 等

### 1 方針

県及び防災関係機関は、原災法第26条第1項に規定する緊急事態応急対策を行う防災業務関係者の安全を確保するため、防災業務関係者に対する防護対策、被ばく管理及び医療措置を適切に実施する。

### 2 防災業務関係者の安全確保

県は、次により、防災業務関係者の安全確保を図る。

#### (1) 防災業務関係者の安全確保方針

県は、防災業務関係者が被ばくの可能性がある環境下で活動する場合には、国の原子力災害対策本部（又は原子力災害現地対策本部）及び原子力事業者との連絡を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において、防災業務関係者が冷静な判断と行動を取れるよう配慮する。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくの可能性がある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮する。

#### (2) 防護対策

ア 現地対策本部長、緊急時医療本部長、環境調査本部長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク及び線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤等の配備等必要な措置を図るよう指示する。

また、本部長は、市町村やその他防災関係機関に対しても、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤等の配備等必要な措置を図るよう指示する。

イ 防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合には、本部長は、関係機関に対し防護資機材の調達の要請を行う。

さらに、防護資機材に不足が生じた場合、関係機関に対し原子力合同対策協議会等の場において、防護資機材の確保に関する支援を依頼する。

### (3) 防災業務関係者の放射線防護

ア 被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた防災業務関係者の放射線防護に係る基準に基づき行う。

また、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者のうち、放射線防護に係る法令の適用を受けない者については、国の基準が定められるまでの間は、次の防護指標を参考に行う。

なお、この防災業務関係者の放射線防護に係る基準又は指標は上限であり、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくするよう努力する。

特に、女性については、胎児防護の観点から適切な配慮を行う。

防災業務関係者の防護指標（放射線防護に係る法令の適用を受けない者）

対 象	指 標
災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する防災業務関係者の被ばく線量	実効線量で50mSvを上限とする。
防災業務関係者のうち、事故現場において緊急作業を実施する者（例えば、当該原子力事業所の放射線業務従事者以外の職員はもとより、国から派遣される専門家、警察関係者、消防関係者、自衛隊、緊急医療関係者等）が、災害の拡大の防止及び人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量	実効線量で100mSvを上限とする。 作業内容に応じて、必要があれば、次の被ばく線量をあわせて用いる。 眼の水晶体：等価線量で300mSv 皮膚：等価線量で1Sv

イ 被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者が属する組織は、当該防災業務関係者の被ばく線量を管理し、健康管理に特段の配慮を行う。被ばくの可能性がある環境下での活動を要請した組織は、当該防災業務関係者が属する組織が実施する被ばく線量の管理や健康管理を支援する。

ウ 県は、原子力防災センターに被ばく管理を行う場所を設定し、必要に応じ除染等の医療措置を行う。

エ 県は、緊急時医療本部及び原子力災害医療派遣チームと緊密な連携のもと、県職員等の被ばく管理を行う。

また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得る。

さらに、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国（原子力緊急事態宣言発出後は、原子力災害現地対策本部等）に対し、原子力災害医療派遣チーム等の派遣要請を行う。

オ 県、市町村及び防災関係機関は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保する。

カ 県は、被ばくの可能性がある環境下で活動する職員等の安全確保のため、原子力防災センター等において、国、市町村及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。

## 第13節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故への応急対策

【関係機関】 県（統括調整部、保健医療教育部）、県警察、国（原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、原子力災害対策本部）、市町村、指定地方公共機関、指定地方行政機関、◎東京電力ホールディングス(株) 等

### 1 方針

核燃料物質等の運搬中の事故に係る防災対策について、原子力災害の発生及び拡大防止のため、原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者（以下この節において「原子力事業者等」という。）、原子力規制委員会、国土交通省、経済産業省、海上保安庁、警察及び消防機関は、運搬の特殊性、具体的な事故想定に係る輸送容器等の安全性を踏まえつつ、危険時の措置等を迅速かつ的確に行うための体制の整備を図る。

その際、原子力事業者等は、核物質防護上問題を生じない範囲において、消防機関及び海上保安庁に必要な運搬情報の提供等の協力を努める。

### 2 原子力事業者等の活動

(1) 原子力防災管理者は、核燃料物質の運搬中の事故による特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として国、事故発生場所を管轄する都道府県、市町村、警察機関、消防機関、海上保安部署など関係機関に文書で送信する。

さらに、主要な機関に対しては、その着信を確認する。以後、応急対策の活動状況等を随時連絡する。

(2) 原子力事業者等は、原子力災害の発生の防止を図るため、直ちに、携行した防災資機材を用いて、次に掲げる危険時の措置等を迅速かつ的確に実施する。

さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行う。

- ・ 消火・延焼の防止の措置
- ・ 立入制限区域の設定
- ・ 環境放射線モニタリングの実施
- ・ 核燃料物質による汚染・漏えいの拡大防止及び除去対策の実施
- ・ 付近にいる者の避難
- ・ 放射線障害を受けた者の救出・避難等の措置
- ・ その他放射線障害の防止のために必要な措置等

### 3 国の活動

国は、事故の報告等を受けた場合、必要な体制を整え、情報収集、外部機関による支援を含む事故の現場での放射線モニタリングや傷病者への対処、関係機関間の連絡調整、外部への情報発信等を実施することとされている。

### 4 消防機関の活動

事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県（原子力安全対策課）に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者

等と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施する。

#### 5 警察機関の活動

事故の通報を受けた警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

#### 6 海上保安部署の活動

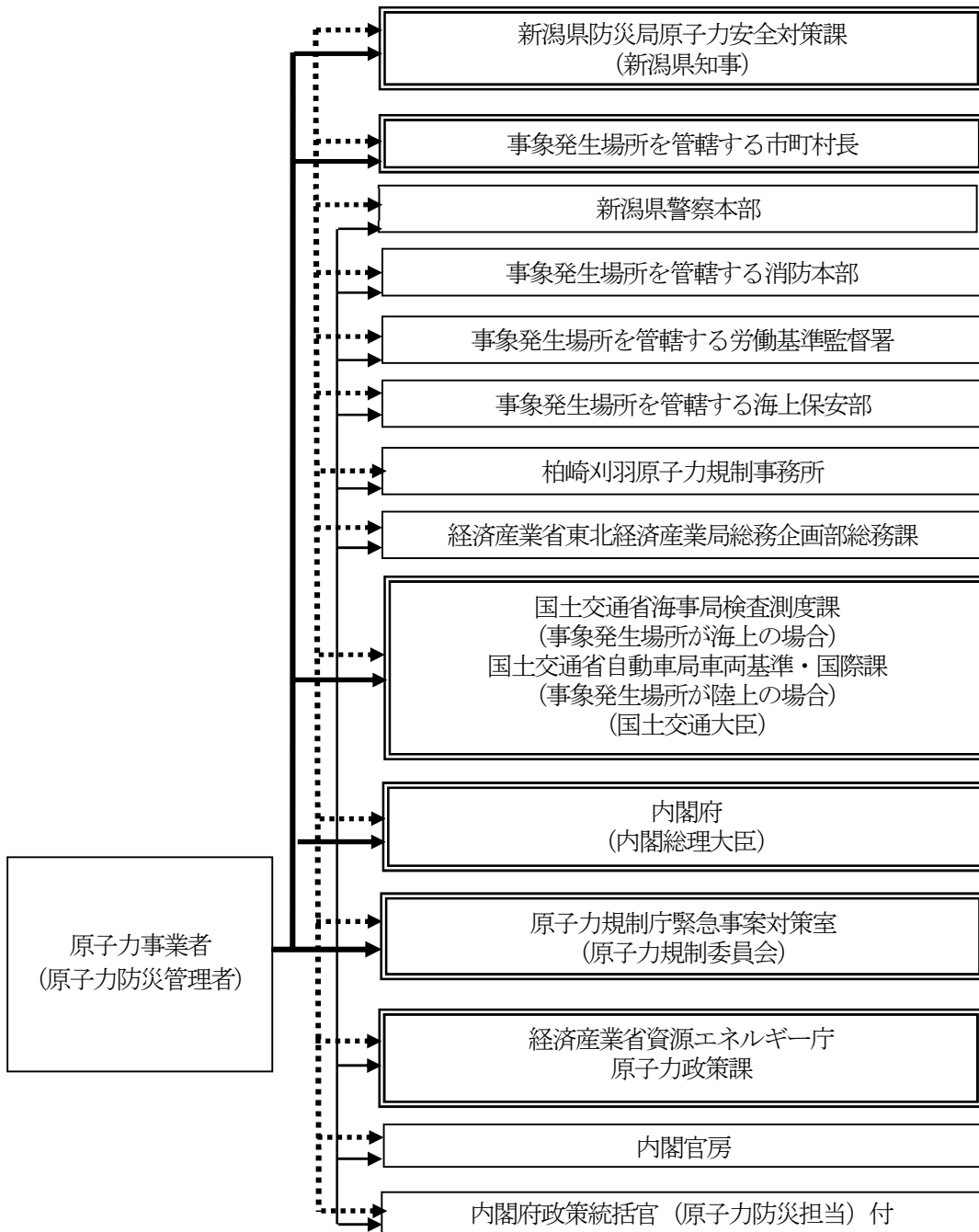
事故の通報を受けた海上保安部署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施する。

#### 7 県の活動

県は、事故の通報を受けた場合、直ちに消防庁に即報するとともに、事故の状況の把握に努め、国の主体的な指導のもと、市町村、消防及び警察機関の協力を得て、必要に応じて事故現場周辺の住民避難等の指示を行うなど必要な措置を講じる。

原災法第10条第1項に基づく通報経路

(事業所外運搬での事象発生時)



- : 原災法第10条第1項に基づく通報先
- ➔ : 電話によるファクシミリ着信の確認
- .....➔ : ファクシミリによる送信
- ➔ : 電話等による連絡